

# 入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

工事名：奈良俣ダム洪水放流設備整備工事

このお知らせは、工事の概要、入札公告の概要及び入札説明書の概要を記載したものです。

(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

詳しい内容は、入札説明書入手していただき、詳細をご確認ください。

入札説明書の入手については、後段に掲載しております入札公告3.(2)①をご確認下さい。

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 井上

TEL 0278-24-5711 Fax 0278-22-7565

## 1. 工事の概要

工事の概要は次のとおりです。

工事名	奈良俣ダム洪水放流設備整備工事
工事場所	群馬県利根郡みなかみ町藤原字洗ノ沢地内
工事内容	本工事の内容は、奈良俣ダムに設置されている洪水吐きゲートのローラの整備及び部品の取替えです。 ・洪水放流設備 洪水吐きゲート（ローラゲート）…1門 (純径間 7.0m×有効高 10.8m) ① ローラの工場整備（ロッカービームの整備、ブッシュの取替え） ② 予備ゲートの設置・撤去
工期	契約締結の翌日から平成25年3月31日まで
施工条件	特にありません。
工事数量等	詳細な工事数量等は、「入札説明書」に添付の「特記仕様書」に記載してありますので、詳細にご検討される場合は、入札説明書のダウンロードをお願いします。

## 2. 入札参加資格の概要

入札参加の要件は次のとおりです。

業者登録	水資源機構の平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、業種区分の「機械設備工事」の認定を受けていること。（入札までに認定が完了していれば結構です。）
施工実績	下に示す（イ）又は（ロ）の何れかの元請での施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）が必要です。 また、経常建設共同企業体（甲型）にあつては、構成員のいずれかが元請けと

	<p>して以下の条件を満たす同種工事の施工実績があれば良いです。</p> <p>(イ) 水門設備（小形水門を除く）のローラの分解整備を含む工事</p> <p>(ロ) 水門設備（小形水門を除く）の製作・据付工事</p>
技術者の配置	<p>建設業法を遵守して下さい。</p> <p>(参加申請時の配置予定は問いません。) 契約後に選定・配置願います。</p>

### 3. 公告～落札者決定までの日程

公告期間	平成24年2月3日(金)から平成24年2月17日(金) ホームページ <a href="http://www.water.go.jp/">http://www.water.go.jp/</a> でご覧になれます。
入札説明書・発注仕様書、 図面などの交付期間	平成24年2月3日(金)から平成24年2月17日(金) 希望する方に、入札説明書の取得用 URL をお知らせします。
一般競争参加資格確認申 請書及び資料の提出期限	一般競争参加資格確認申請書及び資料(工事实績、工事内容を証明できる資料 など)を1式として <b>平成24年2月17日(金)まで</b> に提出してください。
参加資格の確認通知	参加資格が確認された応募社には、 平成24年2月22日(水)までに通知します。
開札日時、開札場所	日時： <b>平成24年3月13日(火) 13時30分</b> 場所：群馬県沼田市上原町1682 沼田総合管理所
入札書の提出期限等 (右に記載した何れの方法で も入札できます。)	<p>持参の場合： <b>開札日時に直接持参</b>頂くか、又は<b>平成24年3月9日(金)から 開札の日時まで</b>に<b>持参</b>頂くことを自由に選択できます。</p> <p>郵送の場合： <b>平成24年3月8日(木)～平成24年3月12日(月)正午 までに到着</b>するように送付願います。</p>
工事内容に対する 質問書の受付期間	申請書・資料に対するお問い合わせとは別に、工事内容等に対する質問を、書 面により受け付けます。 <b>平成24年2月6日(月)～平成24年3月 1日(木)</b> の間受け付けます。
質問書に対する 回答の閲覧期間	<b>平成24年3月2日(金)～平成24年3月12日(月)の間</b> 、全 ての質問に対して Web 上で閲覧できます。

※ 詳しくは、入札説明書をご覧ください。

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月3日

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
沼田総合管理所長 青木 美樹

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 奈良俣ダム洪水放流設備整備工事
- (2) 工事場所 群馬県利根郡みなかみ町藤原字洗ノ沢地内
- (3) 工事内容 本工事は、次に示す設備のローラの整備及び部品の取替えを行うものである。

奈良俣ダム

洪水放流設備 洪水吐きゲート 1門

(ゲート形式：ローラゲート)

- ①ローラの工場整備：ロッカービームの整備  
ブッシュの取替え
- ②予備ゲートの設置・撤去

- (4) 工期 契約締結の翌日から平成25年3月31日まで
- (5) その他 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）を選択できるものとする。

なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

### 2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した工事のうち、本入札公告の日から過去2年以内に元請けとして完成・引渡し完了した工事の請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により工事を粗雑にした者
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - (F) (A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
  - ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な

事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- ⑤ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 開札の時に於いて、当機構における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。）。
- なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も3.(3)により一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。
- ① 建設業法に基づく資格を有する者であること。
- ② 配置予定技術者にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係が本工事における確認申請書及び確認資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上あること。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成21年及び平成22年の2年間に元請けとして完成・引渡しが完了した当機構発注の「機械設備工事」の工事成績評定点の年平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 入札手続等

- (1) 担当部署  
〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682  
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 井上  
電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565
- (2) 入札説明書の交付期間等
- ① 交付方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。  
※別途指定するホームページのアドレス等を入手する場合は、会社名・会社住所・担当窓口の部署・担当者名・電話番号・F A X番号を明記した文書（様式自由）を上記(1)まで電送することとし、文書の着信を電話により行うこと。  
なお、電送した文書の着信を確認する時間は、②交付期間のうち「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日 9時00分から17時00分まで（12時10分から13時00分を除く。）。
- ② 交付期間： 平成24年2月3日(金)から平成24年2月17日(金)まで
- ③ 交付費用： 交付費用は無料とする。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出方法： ③提出場所へ持参又は郵送等（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法（宅配便を含む。）に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間： 平成24年2月6日(月)から平成24年2月17日(金)まで。ただし、持参する場合は、上記期間のうち行政機関の休日を除く毎日 9時00分から16時00分まで（12時10分から13時00分を除く。）。
- ③ 提出場所： 上記(1)に同じ
- (4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所
- ① 提出方法： 入札書は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法（宅配便は含まない。）に限る。）により提出することと

- し、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間： 郵送による場合は、平成24年3月8日(木)から平成24年3月12日(月)正午までに③提出先に到着した入札書に限り有効とする。  
持参による場合は、平成24年3月9日(金)から開札の日時まで。
  - ③ 提出先： 持参又は郵送により提出する場合は、沼田総合管理所 2階 総務課。  
ただし、開札の日時に立会いの上、提出する場合は、⑤の開札場所。
  - ④ 開札日時： 平成24年3月13日(火) 13時30分
  - ⑤ 開札場所： 独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 3階 会議室
- (5) 入札執行回数  
入札執行回数は、1回とする。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付。ただし、水資源債券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて「低入札価格調査」を行う。
- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約は、契約保証の額については請負代金額の10分の1以上を10分の3以上とし、また、前払金の割合については請負代金額の10分4以内を10分の2以内とする。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 申請書及び資料の内容のヒアリング 原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- (11) 独立行政法人の契約に係る情報の公表  
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/keiyaku/index.html>による。